02 静子幼保第 192 号
令和 ２年 ４月 17 日

保護者各位

静岡市長　田 辺　信 宏
（子ども未来局幼保支援課）

緊急事態宣言発令に伴う認定こども園・保育所等における登園自粛等のお願い

平素より、静岡市幼児教育・保育行政につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、市内の各保育施設においては、予防対策に配慮しながら、お子様の受け入れを行っています。

一方、緊急事態宣言が全国に拡大して発令され、国内では乳幼児の感染、保育施設における保育士の感染などの事例も発生していることから、早急に対策を講じていくことが必要な状況です。

つきましては、お子様の安全と感染拡大を防止する観点から、各認定こども園・保育園等の対応を下記のとおりとします。

緊急事態宣言を受けた急な決定となりますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

１　感染症拡大防止のための臨時対応期間

令和２年４月 20 日（月）～令和２年５月 10 日（日）

※状況により、期間の延長をお願いする場合があります。その際は改めて通知します。

２　認定こども園・保育園等の対応について

●認定こども園の１号認定（教育利用）…　　臨時休園とします。

※急な決定となりましたので、期間始めに登園を希望する場合は、園にご相談ください。

※やむを得ず家庭で保育ができない方の預かり保育は実施します。

●認定こども園・保育園等の２・３号認定…　登園の自粛をお願いします。

※上記期間中開園しますが、家庭での保育が可能な日は登園自粛をお願いします。

２・３号認定の方…例えば下記の場合は登園自粛をお願いします

・就労のために利用している方
　→勤務しない日、在宅の仕事等の場合は、登園を控えてください。

・求職活動のために利用している方
　→面接等の求職活動を実施しない日は、登園を控えてください。

・育児休業に係る要件のために利用している方
　→原則として登園を控えてください。

・その他の要件で利用している方（妊娠・出産、疾病など）
　→ご家庭の事情に応じて、可能な場合は登園を控えてください。

3　保育料について

期間内で新型コロナウイルス感染症対策にともない登園を控えた日の保育料は、日割り計算をします。　※後日還付を行います。詳しくは改めてお知らせします。

4　提出物について

◇１号認定の方…

別紙「登園希望届」に必要事項記載のうえ、園あてご提出ください。

◇２・３号認定の方…

別紙「登園自粛届」に必要事項記載のうえ、園あてご提出ください。

5　登園する場合のお願い

・登園前に、ご自宅でお子様の体調を必ず確認（検温）してください。

・お子様が体調不良の場合は、完治するまでご自宅での休養をお願いします。

・お子様の在園時間の短縮にご協力をお願いします。

◇早朝や夜の延長保育の申込みはできるだけお控えください。

◇ご家庭内で始業時間が遅い保護者様に合わせての登園、終業時間の早い保護者様に合わせてのお迎えをお願いします。

6　その他

今後感染が急速に拡大する場合などは、社会活動への影響も考慮したうえで、２・３号認定も含めて、一定期間休園する場合もあります。お子様の安全を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

担当　静岡市こども未来局幼保支援課

総務・事業者指導係　TEL354-2622

システム係（保育料に関すること）　TEL354-2630

令和２年　　月　　日

施 設 長　様

住　所　：

保護者名（自署）：

連絡先（TEL）

新型コロナウイルス感染症対策による登園自粛届

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下のとおり登園を自粛します。

１　園名　　（　　歳児）

園児名（生年月日）　　（　　年　　月　　日生）

２　登園自粛期間　令和２年４月 20 日(月)から５月 10 日(日)までの期間

※下表に、自粛により登園しない日に〇を記載してください。

やむを得ない理由で登園が必要となった場合には、園に連絡後、登園してください。

	月	火	水	木	金	土
	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25
登園自粛日						
	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2
登園自粛日			休			
	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9
登園自粛日	休	休	休			

３　保育料について

上記期間内で新型コロナウイルス感染症対策に伴い登園を自粛した日は、日割り計算をします。改めてお知らせします。